

建築物の 高さの最 高限度	低層専用 住宅地区 A及び低 層専用住 宅地区B	<p>(1) 建築物の高さは、10メートルを超えてはならない。</p> <p>(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下としなければならない。</p> <p>(3) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合における前号の規定の適用については、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(4) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合における第2号の規定の適用については、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>(5) 第1号の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、算入しない。</p> <p>(6) 第2号の規定は、建築物の敷地が第一種低層住居専用地域内にあるものとみなして法第56条第7項第3号の規定を適用した場合の令第135条の11に定める位置において令第135条の8に定める基準に適合する建築物については、適用しない。</p>
垣又は柵 の構造の 制限	低層専用 住宅地区 A、低層 専用住宅 地区B、 複合施設 地区A、 複合施設 地区B、 商業・業 務地区及 び流通・ 業務地区	建築物に附属する塀の地盤面からの高さは、1.2メートル以下としなければならない。ただし、道路の境界線から1メートル以上離れたもの及び市長が安全上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第5号の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

~~~~~  
**広島市条例第2号**

平成27年3月13日

広島市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市事務分掌条例の一部を改正する条例**

広島市事務分掌条例（昭和50年広島市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「局」の右に「及び室」を加え、同条中「局」の右に「及び室」を加え、「企画総務局」を「危機管理室 企画総務局」に改める。

第2条の見出し中「局」の右に「及び室」を加え、同条中「局」の右に「及び室」を加え、企画総務局の部分の前に次のように加える。

危機管理室

(1) 危機管理に関すること。

**附 則**

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 広島市国民保護協議会条例（平成18年広島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「広島市消防局」を「危機管理室」に改める。

~~~~~  
広島市条例第3号

平成27年3月13日

広島市土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

広島市土地利用審査会条例（昭和55年広島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る審査会の確認の議事は、委員の総数の過半数をもつて決する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
**広島市条例第4号**

平成27年3月13日

広島市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市行政手続条例の一部を改正する条例**

広島市行政手続条例（平成7年広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

「第4章 行政指導（第31条～第35条）  
目次中 第5章 届出（第36条）」を

「第4章 行政指導（第31条～第36条）」

第5章 処分等の求め（第37条）に改める。

第6章 届出（第38条）」

第2条第4号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第5号中「第33条」の右に「及び第34条第2項」を加える。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
  - (2) 前号の条項に規定する要件
  - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 第36条を第38条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、広島県の条例又は本市の条例（以下この条及び次条において「法律等」という。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して

しなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。



広島市条例第5号

平成27年3月13日

広島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市職員定数条例の一部を改正する条例

広島市職員定数条例（昭和26年3月30日広島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長、」を削り、「退職者、」の右に「自己啓発等休業、配偶者同行休業及び」を加える。

第2条第1号中「5,989人」を「6,015人」に改め、同条第8号中「1,354人」を「1,328人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、改正後の第1条中「臨時に」とあるのは、「教育長、臨時に」とする。



広島市条例第6号

平成27年3月13日

職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例

## 目次

## 第1章 総則（第1条）

## 第2章 自己啓発等休業（第2条～第11条）

## 第3章 配偶者同行休業（第12条～第19条）

## 第4章 雑則（第20条）

## 附則

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項（法第26条の6第11項において準用する場合を含む。）並びに第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）及び配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 自己啓発等休業

## （自己啓発等休業の承認）

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

## （自己啓発等休業の期間）

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とする。

(1) 大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業 2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として市長が定める場合は、3年）

(2) 国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業 3年

## （大学等教育施設）

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。第14条第3号において同じ。）

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置くもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合におけるものに限る。）

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準

ずる教育施設を含む。）

## （奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

## （自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

## （自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、市長が定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

## （自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

## （報告）

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にさ



れ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年広島市条例第62号)第6条の3第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第6条の3第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

### 第3章 配偶者同行休業

(配偶者同行休業の承認)

第12条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第13条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第14条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第17条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法に規定する大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に掲げるものに該当するものを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として市長が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第15条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第16条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長の申請時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該期間の再度の延長をすることがやむを得ないと任命権者が認める事情とする。

3 第12条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第17条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第23号)第14条に規定する特別休暇(当該職員の出産によるものに限る。)を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業を承認することとなったこと。

(報告)

第18条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に報告しなければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(準用規定)

第19条 第10条の規定は配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について、第11条の規定は配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱いについて準用する。

### 第4章 雑則

(委任規定)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長があらかじめ人事委員会と協議して定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 職員の分限に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「」が職務に復帰した場合」の右に「、職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例(平成27年広島市条例第6号)第2条の規定により自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合、同条例第12条の規定により配

偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合」を加える。

3 広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年広島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の休業の状況

4 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「又はこれに準ずる事由」を「若しくはこれに準ずる事由又は職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例（平成27年広島市条例第6号）第2条の規定による自己啓発等休業若しくは同条例第12条の規定による配偶者同行休業」に改める。

5 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年広島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条の3の見出し中「育児休業」を「休業」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例（平成27年広島市条例第6号）第2条又は第12条の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

広島市条例第7号

平成27年3月13日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第122条の20第3号中「に就学し」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在籍し、かつ」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第8号

平成27年3月13日

広島市農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市農林水産関係手数料条例（平成12年広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2号中「に定められた家畜診療点数表」を「の規定により定められた家畜共済診療点数表」に改め、同表第5号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。ただし、別表第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市条例第9号

平成27年3月13日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中第77号を第78号とし、第60号から第76号までを1号ずつ繰り下げ、同表第59号ア中「第57号ア」を「第58号ア」に改め、同号イ中「第57号イ(7)」を「第58号イ(7)」に改め、同表中同号を第60号とし、第55号から第58号までを1号ずつ繰り下げ、第54号の次に次の1号を加える。

|                                                                                 |                     |       |          |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------|----------|
| 55) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 | マンションの容積率の特例許可申請手数料 | 1件につき | 160,000円 |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------|----------|

別表の備考の7中「第55号ウ又は第56号ウ」を「第56号ウ又は第57号ウ」に改め、同表の備考の8中「第55号イ(イ)又は第56号ア」を「第56号イ(イ)又は第57号ア」に改める。

第2条 広島市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第56号を次のように改める。

|                                                                                                    |                    |       |                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 56) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 1件につき | 次に掲げる額を合計した額<br>ア 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる額<br>(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合することを証する書面を申請に併せて提出した場合 一戸建ての住宅のときは6,000円、一戸建ての住 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>宅以外の建築物で当該建築物の計画に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以下のときは12,000円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは22,000円, 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のときは32,000円, 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは61,000円, 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは105,000円, 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のときは174,000円, 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のときは214,000円, 30,000平方メートルを超えるときは228,000円</p> <p>(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書を申請に併せて提出した場合 一戸建ての住宅のときは15,000円, 一戸建ての住宅以外の建築物で当該建築物の計画に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以下のときは57,000円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは92,000円, 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のときは174,000円, 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは299,000円, 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは460,000円, 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のと</p> | <p>きは837,000円, 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のときは1,142,000円, 30,000平方メートルを超えるときは1,382,000円</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる場合以外の場合 一戸建ての住宅のときは48,000円, 一戸建ての住宅以外の建築物で当該建築物の計画に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以下のときは113,000円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは181,000円, 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のときは359,000円, 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは644,000円, 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1,107,000円, 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のときは2,048,000円, 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のときは2,927,000円, 30,000平方メートルを超えるときは3,585,000円</p> <p>イ 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる額</p> <p>(ア) 建築物を建築する場合(新築し, 増築し, 又は改築する場合をいう。以下この号及び次号において同じ。)にあっては, 当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ, 第1号アに規定する額及び同号ウに規定する額を合計した額</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |  |   |                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|--|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |   | (イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画又は同法第6条の2第1項若しくは長期優良住宅普及促進法第6条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けたものとみなされる建築物の計画(次号において「確認済証の交付を受けた、又は受けたものとみなされる建築物の計画」という。)の変更をして建築物を建築する場合にあっては、当該変更に係る部分の床面積の合計に応じ、第1号アに規定する額及び同号ウに規定する額を合計した額 |
|  |  | ウ | イの申出に係る建築物の計画に大臣が定めた方法による構造計算適合性判定又は大臣認定プログラムによる構造計算適合性判定を求める部分が含まれる場合で、当該申出に係る計画が第1号イ(ア)から(カ)までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計に応じ、同号イに規定する額に1.08を乗じて得た額                                                             |

別表第57号ア中「又は(イ)」を「、(イ)又は(ウ)」に改め、同表中第77号及び第78号を削り、第76号を第80号とし、第70号から第75号までを4号ずつ繰り下げ、第69号の次に次の4号を加える。

|                                                     |                 |       |         |
|-----------------------------------------------------|-----------------|-------|---------|
| (70) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づく岩石採取計画の認可の申請に対する審査 | 岩石採取計画認可申請手数料   | 1件につき | 56,000円 |
| (71) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石採取計画の変更の認可の申請に対する審査       | 岩石採取計画変更認可申請手数料 | 1件につき | 33,000円 |
| (72) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づく                  | 砂利採取計画認可申請手数料   | 1件につき | 37,000円 |

|                                               |                 |       |         |
|-----------------------------------------------|-----------------|-------|---------|
| 砂利採取計画の認可の申請に対する審査                            |                 |       |         |
| (73) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利採取計画の変更の認可の申請に対する審査 | 砂利採取計画変更認可申請手数料 | 1件につき | 17,000円 |

第3条 広島市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1号中イを削り、ウをイとし、同表第4号中「第7条の6第1項第1号」の右に「及び第2号」を加え、「承認の」を「認定の」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表第5号中イを削り、ウをイとし、同表第6号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表第7号中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表第8号中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号及び第2号」に、「承認の」を「認定の」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表第51号及び第52号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表第53号を次のように改める。

|                                                                                           |                    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (53) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 1件につき | 次に掲げる額を合計した額<br>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額<br>(ア) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(ア及びbに掲げる場合においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を含む。)が発行する都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を申請に併せて提出した場合 次のaからcまでに掲げる場合に応じて、それぞれ当該aからcまでに定める額<br>a 一戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分に限る。以下この号において同じ。)に係る申請 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|







|  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  | <p>までに掲げる部分に応じて、それぞれ当該(a)から(d)までに定める額を合計した額</p> <p>(a) 共同住宅等の住戸部分 住戸部分の戸数に応じて、bに規定する額</p> <p>(b) 共同住宅等の共用部分 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のときは114,000円、300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは188,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは293,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは376,000円、10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは450,000円、25,000平方メートルを超えるときは522,000円</p> <p>(c) 非住宅部分のうち工場部分(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの用に供する部分をいう。以下この号において同じ。)工場部分の床面積の合計に応じて、(b)に規定する額</p> <p>(d) 非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計が300平方メートル以下のときは252,000円、300平</p> |  |  | <p>方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは401,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは570,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは699,000円、10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは824,000円、25,000平方メートルを超えるときは940,000円</p> <p>イ 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 建築物の建築(建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途の変更をすることをいう。以下この号、次号及び備考の4において同じ。)に係る申出の場合 当該建築に係る部分の床面積の合計に応じて、第1号アに規定する額及び同号イに規定する額を合計した額</p> <p>(イ) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画又は同法第6条の2第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)若しくは都市低炭素化促進法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けたものとみなされる建築物の計画(次号及び備考の4(2)において「確認済証の交付を受けた、又は受けたものとみ</p> |
|--|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

なされる建築物の計画」という。)の変更をして行う建築物の建築に係る申出の場合 当該変更に係る部分の床面積の合計に応じて、第1号アに規定する額及び同号イに規定する額を合計した額

ウ イの申出に係る建築物の計画に建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定(備考の4において「構造計算適合性判定」という。)のうち同法第20条第1項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法による判定(以下「大臣が定めた方法による構造計算適合性判定」という。)を求める部分が含まれる場合で、当該申出に係る計画が次の(ア)又は(イ)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計に応じて、(ア)又は(イ)に規定する額に1.08を乗じて得た額

(ア) 大臣が定めた方法による構造計算適合性判定を求める部分である場合 床面積の合計が1,000平方メートル以下のときは184,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは208,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは324,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは405,000円、50,000平方メートルを超えるときは569,000円

(イ) 大臣認定プログラムによる構造計算適合性判定を求める部分である場合 床面積の合計が1,00

0平方メートル以下のときは165,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは186,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは286,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは355,000円、50,000平方メートルを超えるときは494,000円

別表第54号ウ中「第1号イ(ア)から(カ)まで」を「前号ウ(ア)又は(イ)」に、「同号イ(ア)から(カ)まで」を「同号ウ(ア)又は(イ)」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同表第56号イ(ア)及び(イ)中「同号ウ」を「同号イ」に改め、同号ウ及び第57号ウ中「第1号イ(ア)から(カ)まで」を「第53号ウ(ア)又は(イ)」に、「同号イ(ア)から(カ)まで」を「同号ウ(ア)又は(イ)」に、「同号イ」を「同号ウ」に改める。

別表中備考の2及び3を削り、備考の4を備考の2とし、備考の5を備考の3とし、その次に次のように加える。

4 第53号ウ(ア)又は(イ)の床面積の合計は、建築物(2以上の建築物の部分エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。以下この備考の4において同じ。)ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める面積について算定する。

- (1) 建築物の建築をする場合 当該建築物に係る構造計算適合性判定を求める部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた、又は受けたものとみなされる建築物の計画の変更をして行う建築物の建築をする場合 当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を求める部分の床面積

別表の備考の6を削り、同表の備考の7中「第1号イ(ア)から(カ)まで」を「第53号ウ(ア)又は(イ)」に、「備考の3の適用」を「備考の4の適用」に、「備考の3(1)中「建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を「備考の4(1)中「建築物の建築」に、「備考の3(2)中「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を「備考の4(2)中「確認済証の交付を受けた、又は受けたものとみなされる建築物の計画の変更をして行う建築物の建築」に改め、同表中備考の7を備考の5とし、備考の8を備考の6とする。

**附 則**

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成

27年4月1日から、第3条の規定は同年6月1日から施行する。

広島市条例第10号

平成27年3月13日

広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例

広島市養護老人ホーム設備等基準条例（平成24年広島市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第63条まで」の右に「（第56条第12項を除く。）」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第4号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第10条による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第56条第12項

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第11号

平成27年3月13日

広島市湯来福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市湯来福祉会館条例の一部を改正する条例

広島市湯来福祉会館条例（平成17年広島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削り、同条第4号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、「介護予防支援事業」の右に「（同項に規定する特定介護予防・日常生活支援総合事業に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に係る事業

第6条第2号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に改める。

第10条第2項第2号アを削り、同号イ中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、「介護予防支援」の右に

「（同項に規定する特定介護予防・日常生活支援総合事業に係るものを除く。）」を加え、「介護保険法」を「同法」に改め、同号中イをアとし、アの次に次のように加える。

- イ 旧介護予防通所介護を受ける場合にあっては、旧介護保険法第53条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第12号

平成27年3月13日

広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

第1条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、10万円以下の過料を科する。

- (1) 正当な理由なしに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

第2条 前条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納付期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第13号

平成27年3月13日

広島市阿戸認定こども園条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市阿戸認定こども園条例

（目的及び設置）

第1条 保育を必要とする乳幼児に対する保育を行うほか、当該

保育を必要とする乳幼児以外の満3歳以上の幼児を保育し、かつ、満3歳以上の幼児に対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことにより乳幼児の健全な育成を図るため、広島市阿戸認定こども園（以下「本園」という。）を設置する。

（位置）

第2条 本園は、広島市安芸区阿戸町2622番地に置く。

（乳幼児の保育）

第3条 本園においては、第1条の目的を達成するため、乳幼児を保育する。

（開園時間及び休園日）

第4条 本園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、都合により開園時間又は休園日を変更することがある。

- (1) 開園時間 午前7時30分から午後6時30分まで
- (2) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月4日まで、12月30日及び12月31日

（入園手続）

第5条 保護者は、その乳幼児を本園に入園させようとするときは、文書をもってその旨を市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

（利用定員）

第6条 本園の利用定員は、市長が定める。

（保育料等）

第7条 市長は、本園において保育を受ける乳幼児の保護者から、保育料を徴収する。

2 前項の保育料は月額とし、その額は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める本園の使用料の額を限度として規則で定める額とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育を受ける乳幼児（次号に掲げる乳幼児を除く。） 当該特定教育・保育に要する費用の額
- (2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受ける乳幼児 当該特定教育・保育に要する費用の額
- (3) 支援法第59条第2号に規定する時間外保育を受ける乳幼児 当該時間外保育に要する費用の額

3 市長は、入園料として、本園に入園する幼児（支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（入園の際当該小学校就学前子ども以外の区分に属していた幼児であって、その後当該小学校就学前子どもの区分に属することとなったものを除く。）に限る。）の保護者から、入園手続の際、5,650円を徴収する。ただし、広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）別表第1に掲げる幼稚園から転入園する場合は、この限りでない。

（保育料の減免及び徴収猶予）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（保育料等の不返還）

第9条 既納の保育料及び入園料は、返還しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（退園手続）

第10条 保護者は、その乳幼児を退園させようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（委任規定）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において広島市保育園条例の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第15号）による改正前の広島市保育園条例（昭和23年10月4日広島市条例第44号）別表に掲げる阿戸保育園に乳幼児を委託している保護者が、この条例の施行の日以後引き続き本園に当該乳幼児を支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとして入園させようとするときは、第5条に規定する入園手続を経ないで、当該乳幼児を本園に入園させることができる。
- 3 前項に規定する阿戸保育園又は広島市立学校条例の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第28号）による改正前の広島市立学校条例別表第1に掲げる広島市立阿戸幼稚園から本園に転入園する場合における第7条第3項の規定の適用については、同項ただし書中「広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）別表第1に掲げる幼稚園」とあるのは、「広島市保育園条例の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第15号）による改正前の広島市保育園条例（昭和23年10月4日広島市条例第44号）別表に掲げる阿戸保育園又は広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）別表第1に掲げる幼稚園（広島市立学校条例の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第28号）による改正前の広島市立学校条例別表第1に掲げる広島市立阿戸幼稚園を含む。）」とする。

広島市条例第14号

平成27年3月13日

広島市保育の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市保育の実施に関する条例を廃止する条例

広島市保育の実施に関する条例（昭和62年広島市条例第9号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行った廃止前の広島市保育の実施に関する条例第2条の規定による保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

広島市条例第15号

平成27年3月13日



広島市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

#### 広島市保育園条例の一部を改正する条例

広島市保育園条例（昭和23年10月4日広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日々保護者の委託を受けて乳幼児の健全な育成をはかる」を「保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことにより乳幼児の健全な育成を図る」に改める。

第4条の見出し中「保育時間」を「開園時間」に改め、同条中「の保育時間」を「の開園時間」に改め、同条ただし書中「時期により、これを伸縮し又は」を「都合により開園時間又は休園日を」に改め、同条第1号中「保育時間」を「開園時間」に、「毎日午前8時から午後5時」を「午前7時30分から午後6時30分」に改め、同条第2号中「12月31日」の右に「。ただし、市長が定める保育園にあつては、別に定める。」を加える。

第5条の見出しを「（入園手続）」に改め、同条中「乳幼児を委託しよう」を「保護者は、その乳幼児を本園に入園させよう」に改める。

第6条の見出しを「（利用定員）」に改め、同条中「に受託する定数」を「の利用定員」に改める。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第13条とする。

第9条第2項第1号中「託児」を「乳幼児」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条の見出しを「（退園手続）」に改め、同条中「託児を退所させよう」を「保護者は、その乳幼児を退園させよう」に改め、同条を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

（保育料）

第7条 市長は、本園において保育を受ける乳幼児の保護者から、保育料を徴収する。

2 前項の保育料は月額とし、その額は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める本園の使用料の額を限度として規則で定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育を受ける乳幼児（次号に掲げる乳幼児を除く。）当該特定教育・保育に要する費用の額

(2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受ける乳幼児 当該特定教育・保育に要する費用の額

(3) 支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける幼児 当該特別利用保育に要する費用の額

(4) 支援法第59条第2号に規定する時間外保育を受ける乳幼児 当該時間外保育に要する費用の額

（保育料の減免及び徴収猶予）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（保育料の不返還）

第9条 既納の保育料は、返還しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
別表阿戸保育園の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 広島市条例第16号

平成27年3月13日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

#### 広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和40年広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市似島児童館の項の次に次のように加える。

|          |                  |
|----------|------------------|
| 広島市大芝児童館 | 広島市西区大芝一丁目25番17号 |
|----------|------------------|

#### 附 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

#### 広島市条例第17号

平成27年3月13日

広島市乳幼児等医療費補助条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

#### 広島市乳幼児等医療費補助条例の一部を改正する条例

広島市乳幼児等医療費補助条例（昭和48年広島市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「1月」を「1月1日」に、「5月」を「6月1日」に、「前前年」を「前々年」に改め、同号イからクまでの規定中「1月」を「1月1日」に、「5月」を「6月1日」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成27年10月1日から施行する。
- この条例の施行の日の前日において改正前の第3条第1項に規定する対象者であった者（6月1日に出生した乳幼児等に係るものに限る。）がこの条例による改正により改正後の同項に規定する対象者に該当しないこととなる場合における当該者に対する改正後の同条の規定の適用については、平成28年5月31日までの間は、なお従前の例による。

#### 広島市条例第18号

平成27年3月13日

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援  
するための法律施行条例の一部を改正する条例

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第6条、第7条第2項及び第3項、第8条」を削り、「まで並びに」を「まで及び」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規則事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）附則第2項

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第19号

平成27年3月13日

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例

広島市こども療育センター条例（昭和49年広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。

第9条中「者は、」の右に「前条各号（第3号を除く。）の業務にあつては」を、「認めた者」の右に「とし、同条第3号の業務にあつては法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児」を加える。

第31条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「第8条第4号」を「第8条第5号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、同条第3項中「第8条第3号」を「第8条第4号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第8条第3号（第23条及び第27条において準用する場合を含む。）の業務に関し療育相談所等を利用する者に係る使用料は、法第21条の5の3第1項又は第21条の5の4第1項に規定する指定通所支援を行つたときに徴収する。

4 前項の利用料の額は、同項の指定通所支援に要する費用の額とする。

第32条第3項中「及び第7項」を「第7項及び第9項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第20号

平成27年3月13日

広島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市介護保険条例の一部を改正する条例

広島市介護保険条例（平成12年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「3万3,224円」を「3万5,205円」に改め、同条第2号中「3万6,547円」を「4万9,287円」に改め、同条第3号中「4万9,836円」を「5万2,808円」に改め、同条第4号中「6万6,448円」を「6万3,369円」に改め、同条第11号中「14万2,864円」を「16万8,984円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「12万9,574円」を「14万820円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の右に「又は次号イ」を加え、同号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 次のいずれかに該当する者 15万4,902円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第9号中「11万6,284円」を「12万6,738円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「次号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「10万6,317円」を「11万6,177円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「9万9,672円」を「10万9,136円」に改め、同号イ中「第9号イ又は第10号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「8万3,060円」を「8万8,013円」に改め、同号イ中「第8号イ」を削り、「又は第10号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「7万3,093円」を「7万7,451円」に改め、同号イ中「第7号イ」を削り、「又は第10号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万410円

第7条第4項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ又は第4条第5号イ、第6号イ」を「第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ」に、「若しくは第10号イ」を「第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第4号まで」を「第5号まで」に、「第4条第5号から第10号」を「第4条第6号

から第12号」に改める。

附則に次の2項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

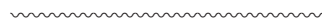
19 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び日常生活支援のための施策が円滑に行われることを可能とする体制の整備に時間を要するため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

20 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、介護予防・日常生活支援総合事業との総合的かつ一体的な推進を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

**附 則**

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条及び第7条第4項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。



**広島市条例第21号**

平成27年3月13日

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例**

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（平成24年広島市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

(3) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされる平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準省令（以下「旧指定居宅サービス等基準省令」という。）第40条第3項及び第42条第2項

(4) 平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定居宅サービス等基準省令第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項第4条第1項を次のように改める。

法第54条第1項第2号の条例で定めるものは、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準及び員数とする。

(1) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第58条から第61条まで、第179条から第185条まで、第279条及び第280条並びに附則第4条

(2) 平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおそ

の効力を有するものとされる平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準省令（以下「旧指定介護予防サービス等基準省令」という。）第41条から第45条まで

(3) 平成27年改正省令附則第3条第2項及び第5条第2項

(4) 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準省令第112条から第115条まで、第179条、第180条第4項、第183条第1項及び第184条

第7条第1項第1号中「第174条から」の右に「第179条まで、第181条から」を加え、同項第4号中「附則第2条」を「附則第2条第2項」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 平成27年改正省令附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定居宅サービス等基準省令第5条第2項及び第5項並びに第7条第2項

(6) 平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定居宅サービス等基準省令第93条第1項第3号及び第8項並びに第95条第4項

第10条第1項第1号中「」第3条」を「。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条」に、「及び第41条」を「（第3条の4第2項を除く。）」、第41条から第114条まで及び第116条」に改め、「第182条まで」の右に「（第131条第13項を除く。）」を加え、同項に次の2号を加える。

(4) 平成27年改正省令附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる平成27年改正省令第3条による改正前の指定地域密着型サービス基準省令（以下「旧指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条の4第2項

(5) 平成27年改正省令附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定地域密着型サービス基準省令第131条第13項

第10条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第15条第1項第3号を削り、第4号を第3号とする。

第18条第1項第1号中「から第40条まで」を削り、「第57条まで」を「第54条まで、第56条、第57条」に、「第111条」を「第95条」に改め、「第230条」の右に「から第235条まで、第237条」を加え、同項第2号中「附則第8条」を「附則第8条第2項」に改め、同項に次の4号を加える。

(3) 平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準省令第4条から第40条まで

(4) 平成27年改正省令附則第3条第1項及び第5条第1項

(5) 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準省令第96条から第111条まで

(6) 平成27年改正省令附則第6条

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~

広島市条例第22号
平成27年3月13日

広島市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市環境影響評価条例の一部を改正する条例

広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第44条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に広島市環境影響評価条例第22条第1項の規定による公告が行われた事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、なお従前の例による。

~~~~~

**広島市条例第23号**  
平成27年3月13日

広島市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例**

広島市健康づくりセンター条例（平成元年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中イを削り、ウをイとする。

第6条から第8条までを削る。

第9条第1項中「第11条」を「第8条」に改め、同条第3項及び第6項中「別表第2」を「別表」に改め、同条第7項中「第11条」を「第8条」に、「別表第2」を「別表」に改め、同条を第6条とし、第10条から第16条までを3条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「第9条関係」を「第6条関係」に改め、同表を別表とする。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~

広島市条例第24号
平成27年3月13日

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

広島市道路占用料徴収条例（昭和49年広島市条例第27号）

の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

1,300	940	590	を	1,200	820	490
2,000	1,450	910		1,800	1,300	750
2,700	2,000	1,200		2,500	1,700	1,000
1,160	840	530		1,100	740	430
1,900	1,350	840		1,700	1,200	690
2,600	1,900	1,200		2,300	1,600	950
116	79	53		110	74	43
12	8	5		11	7	4
7	5	3		6	4	3
1,140	770	520		1,000	720	430
700	510	320		640	440	260
2,300	1,540	1,050		2,100	1,500	870
980	660	440		890	620	360
11,000	3,400	1,210		12,000	3,600	1,331
2,300	1,540	1,050		2,100	1,500	870

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

49	35	22	を	44	31	18
70	51	32		64	44	26
105	76	47		95	66	39
140	101	63		130	88	52
210	150	95		190	130	78
280	200	130		250	180	100
490	350	220		440	310	180
700	510	320		640	440	260
1,400	1,010	630		1,300	880	520

に改め、同表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「2,300」を「2,100」に、「1,540」を「1,500」に、「1,050」を「870」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「5,720」を「6,200」に、「1,700」を「1,800」に、「781」を「859」に、「3,410」を「3,700」に、「1,030」を「1,100」に、「396」を「435」に、「2,300」を「2,100」に、「1,540」を「1,500」に、「1,050」を「870」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中

110	34	12	を	120	36	13
1,100	340	121		1,200	360	133

に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中

1,100	340	121	を	1,200	360	133
7,700	2,380	638		8,400	2,520	701
11,000	3,400	1,210		12,000	3,600	1,331
1,900	1,210	840		1,700	1,200	690
110	34	12		120	36	13
1,100	340	121		1,200	360	133

110	34	12
1,100	340	121
11,000	3,400	1,210
5,720	1,700	594

に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「2,300」を「2,100」に、「1,540」を「1,500」に、「1,050」を「870」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「1,100」を「1,200」に、「340」を「360」に、「121」を「133」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「230」を「210」に、「154」を「150」に、「105」を「87」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設の項中

A に 0.016 を乗じ て得た 額	A に 0.02 を乗じ て得た 額	を	A に 0.014 を乗じ て得た 額	A に 0.016 を乗じ て得た 額	に改め、同表令第7
---------------------------------	--------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	-----------

条第9号に掲げる施設の項中「0.016」を「0.014」に、「0.02」を「0.016」に、「0.011」を「0.01」に、「0.014」を「0.011」に改め、同表令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「0.011」を「0.01」に、「0.014」を「0.011」に改め、同表令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の項及び同表令第7条第13号に掲げる施設の項中

A に 0.016 を乗じ て得た 額	A に 0.02 を乗じ て得た 額	を	A に 0.014 を乗じ て得た 額	A に 0.016 を乗じ て得た 額	に改める。
---------------------------------	--------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	-------

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に広島市道路占用料徴収条例第3条に規定する道路の占用の許可、占用の同意又は占用の協議の成立（以下「道路占用許可等」という。）があったものについて適用し、施行日前に道路占用許可等があったものについては、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に道路占用許可等があったもののうち、施行日以後に道路占用許可等に係る占用の期間が開始するものについては、改正後の別表の規定を適用する。
- 附則第2項の規定にかかわらず、施行日前に道路占用許可等があったもののうち、道路占用許可等に係る占用の期間が1年を超え、かつ、当該占用の期間が施行日以後にまたがるものについては、当該占用物件に係る改正後の別表に定める占用料の額が改正前の別表に定める占用料の額より低いときは、施行日以後の占用の期間に係る占用料については、改正後の別表の規定を適用する。

広島市条例第25号

平成27年3月13日

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地区画整理事業等施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地区画整理事業等施行条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地区画整理事業等施行条例（昭和47年広島市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条中「広島市南区霞一丁目5番8号」を「広島市中区国泰寺町一丁目6番34号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第26号

平成27年3月13日

広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市公園条例の一部を改正する条例

広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「1,300円」を「1,200円」に、「12円」

を「11円」に、

1メートル1年に つき	1,400円
----------------	--------

を

1メートル1年に つき	1,300円
----------------	--------

に、

1平方メートル1 年につき	1,400円
------------------	--------

を

1平方メートル1 年につき	1,500円
------------------	--------

に、「2,300円」を

「2,100円」に、「1,900円」を「1,700円」に改める。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日以後に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可のあった公園の占用に係る使用料について適用し、同日前に当該許可のあった公園の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

広島市条例第27号

平成27年3月13日

広島市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例の一部

を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例

(広島市教育委員会委員定数条例の一部改正)

第1条 広島市教育委員会委員定数条例(平成12年広島市条例第47号)の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第2条第1号、第4条の3第5項及び別表中「常勤の人事委員会」を「教育長、常勤の人事委員会」に改める。

(広島市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 広島市職員等の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「副市長」の右に「、教育長」を加える。

(広島市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 広島市教育長の給与等に関する条例(昭和28年広島市条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項に規定する職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条から第5条までを削る。

第6条の見出し中「その他の勤務条件」を「、休暇等」に改め、同条中「その他の勤務条件」を「、休日及び休暇」に、「教育委員会があらかじめ人事委員会と協議して定める」を「一般職の職員の例による」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 職務に専念する義務の免除については、一般職の例による。

第7条を削る。

第8条中「あらかじめ人事委員会と協議して」を削り、同条を第4条とする。

(広島市報酬並びに費用弁償条例の一部改正)

第5条 広島市報酬並びに費用弁償条例(昭和22年7月28日広島市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会	委員長	150,000 円	27,000 円
	委員	128,000 円	23,000 円

を

教育委員会	委員	128,000 円	23,000 円
-------	----	-----------	----------

に

改める。

(広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第6条 広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成20年広島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、第1条の規定による改正後の広島市教育委員会委員定数条例本則の規定、第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第2条第1号、第4条の3第5項及び別表の規定、第3条の規定による改正後の広島市職員等の旅費に関する条例第2条第1項第2号の規定、第4条の規定による改正後の広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の規定並びに第5条の規定による改正後の広島市報酬並びに費用弁償条例別表の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の広島市教育委員会委員定数条例本則の規定、第2条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第2条第1号、第4条の3第5項及び別表の規定、第3条の規定による改正前の広島市職員等の旅費に関する条例第2条第1項第2号の規定、第4条の規定による改正前の広島市教育長の給与等に関する条例の規定並びに第5条の規定による改正前の広島市報酬並びに費用弁償条例別表の規定は、なおその効力を有する。
- 職員の退職手当に関する条例(昭和28年広島市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「又は広島市教育長の給与等に関する条例(昭和28年広島市条例第18号)」を削る。

広島市条例第28号

平成27年3月13日

広島市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市立学校条例の一部を改正する条例

広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「授業料」を「第1項及び第3項の授業料」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「この日」を「その日」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「授業料」を「第1項及び第3項の授業料」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「授業料は、」を「前項の授業料は」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 月の中途における入学、退学又は転学があつた場合の第3項の授業料については、その月の月額を徴収する。

第3条第1項中「幼稚園、」を削り、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

幼稚園に在籍する者（以下「園児」という。）の保護者から、その在籍する月に応じて授業料を徴収する。

2 前項の授業料は月額とし、その額は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める幼稚園の使用料の額を限度として規則で定める額とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育を受ける園児（次号に掲げる園児を除く。）当該特定教育・保育に要する費用の額
- (2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受ける園児 当該特定教育・保育に要する費用の額
- (3) 支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児 当該特別利用教育に要する費用の額

第4条の2第1項中「入園する者」の右に「の保護者」を加え、同項ただし書中「幼稚園」の右に「又は広島市阿戸認定子ども園」を、「転入園する場合」の右に「（広島市阿戸認定子ども園からの転入園にあつては、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に属している幼児が転入園する場合に限る。）」を加える。

第4条の3第3項中「第3条第3項本文及び第4項から第6項まで」を「第3条第5項から第8項まで（第6項ただし書を除く。）」に改め、「入園、退園若しくは転園又は」を削り、「若しくは転学」を「又は転学」に改める。

第5条第1項中「若しくは休園中」を削り、「認められる者」の右に「（園児にあつては、その保護者）」を加える。

第6条中「者」の右に「（幼稚園にあつては、授業料を納入しない保護者の園児）」を加える。

別表第1の(1)の表広島市立阿戸幼稚園の項を削る。

別表第2中

幼稚園		8,800	円
高等学校	全日制の課程	9,900	

を

高等学校	全日制の課程	9,900	円
------	--------	-------	---

に

改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第29号

平成27年3月13日

広島市子ども図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市子ども図書館条例の一部を改正する条例

広島市子ども図書館条例（昭和28年広島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の複写」を「を複写したもの」に、「用紙1枚につき10円（用紙の両面を用いるときは、20円）」を「別表に定める額」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区 分	単 位	手数料の額
カラー複写による	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）
その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）

備考 用紙の規格は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第30号

平成27年3月13日

広島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市火災予防条例の一部を改正する条例

広島市火災予防条例（昭和37年広島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分のうち、改正前の第41条第1項第1号に掲げるものにおける自動火災報知設備に関する基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

広島市条例第31号

平成27年3月13日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

- 第10条の6中「51万円」を「52万円」に改める。
- 第10条の6の6中「16万円」を「17万円」に改める。
- 第10条の11中「14万円」を「16万円」に改める。
- 第14条第1項中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。
- 附則第3条第6項中「51万円」を「52万円」に改め、同条第11項中「16万円」を「17万円」に改める。

附則第7条第2項中「ついては」の右に「、旧条例第10条の6中「51万円」とあるのは「52万円」と」を加え、「16万円」を「17万円」に、「あるのは「14万円」を「あるのは「16万円」に、「第14条第1項第2号中」を「第14条第1項中「51万円」とあるのは「52万円」と、同項第2号中」に改め、「同条第3項中」及び「同条第4項中」の右に「「51万円」とあるのは「52万円」と、」を加え、「附則第3条第11項中」を「附則第3条第6項中「51万円」とあるのは「52万円」と、同条第11項中」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の6、第10条の6の6、第10条の11及び第14条並びに附則第3条及び第7条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

広島市条例第32号

平成27年3月13日

広島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市議会委員会条例の一部を改正する条例

広島市議会委員会条例（昭和31年広島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企画総務局の所管に属する事項」を「危機管理室の所管に属する事項
企画総務局の所管に属する事項」に改める。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の広島市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、総務委員会の委

員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）である者は、改正後の広島市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会における委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により設置された常任委員会に付議されている事件は、それぞれ改正後の条例の規定により設置された常任委員会で当該事件を所管するものに付議されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、改正後の条例第19条中「教育長」とあるのは、「委員長」とする。

広島市条例第33号

平成27年3月31日

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中第119号を第120号とし、第105号から第118号までを1号ずつ繰り下げ、同表第104号中「特例条例第2条の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、同号を同表第105号とし、同表第103号中「特例条例第2条の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、同号を同表第104号とし、同表中第102号を第103号とし、第85号から第101号までを1号ずつ繰り下げ、同表第84号中「特例条例第2条の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、同号を同表第85号とし、同表中第83号を第84号とし、同表第82号中「（昭和23年法律第205号）」を削り、同号を同表第83号とし、同表第81号の次に次の1号を加える。

⑧2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可	病院開設許可手数料	1件につき	41,000円
-------------------------------------------	-----------	-------	---------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

広島市条例第34号

平成27年3月31日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布す